

## 青年農業士育成事業（青年農業士認定者助成）実施要領

### 1 目的

新たに認定を受けた青年農業士を中核的農家として育成支援する。

### 2 助成対象者

県知事より新たに青年農業士の認定を受けた者

### 3 助成額等

1人当たり 10千円／人

### 4 事業の申請，決定等

- (1) 新たな青年農業士認定者は，申請書（別記様式第34号）に次の関係書類を添付し，県を經由して提出する。
  - ア 個人情報保護の同意書 別記様式第5号
  - イ 助成金振込口座の写し
- (2) 理事長は，提出された申請書を審査し適当と認めたときは，決定通知書（別記様式第35号）により申請者へ通知し，交付する。